

広報  NO.65

いかに

第7回村民卓球大会終る(2月18日)

# 村議会議員及び村長選挙終る

(詳細 3 ページ)

# 2月号

## ● 47年度で農業振興地域指定をうける

# 農用地利用計画案及び計画図を縦覧中です

昭和44年農業振興地域の整備に関する法律が施行され、同法にもとづく地域指定がなされて来ました。本村においても、昭和47年度においても農業振興地域の指定を受け、農用地利用計画案及び計画図を縦覧中です。

### ◎なぜこの制度が必要か

人口の流出、工業開発あるいは交通網の発達には農地の無秩序な荒廃や土地利用度の低下など農業経営の粗放化を生みました。そこで今後とも農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域のいろいろな条件に応じた土地の農業上の利用計画、土地基盤の整備、農地保有の合理化や農業近代化施設の整備など総合的な計画を立て、これを推進する措置を定めたものです。

### ◎この制度のねらいは

1. 農業以外の土地利用との調整を図りながら農用地を十分に確保すること。
2. 農業生産の近代化を図るために必要な条件を備えた農業地域を保全し、形成すること。
3. 土地の農業上の計画的な利用、農業生産基盤の整備、農地保有の合理化及び農業近代化施設の整備にわたる総合的

な計画を樹立し推進すること。

4. この計画は、各地域の立地条件に応じ、道と市町村が計画主体となり、地域農業者の意向を反映した自主的な計画とすること。
5. 農用地として利用しようとする土地の区域とその区域の土地の農業上の用途区分を定める農用地利用計画を立て、その計画に従った土地の利用がされるよう必要な措置を行なうこと。
6. 地域の総合的計画の達成のために、国の農業施策を総合的、計画的に実施すること。

### ◎農業振興地域になると

1. 国の補助事業や融資事業が集中的に行なわれます。農業振興地域は、今後の農業振興の基盤となる地域ですから国の農業に関する施策は、原則として農業振興地域だけで行なわれることとなります。

また、実施の効果が短期的なものや、個々の農業経営を対象とする施策も、農業振興地域で優先的に実施されます。

2. 税制上の優遇措置がとられます。

農業振興地域整備計画にもとづいて行なわれる農業委員会のあつせん、市町村長の勧告知事の調停によって農地等のゆずり渡しがなされたときはゆずり渡した者には譲渡所得税を、取得した者には登録免許税をそれぞれ軽減することとなります。

また、農業振興地域で行なわれる農地等の買換えについては、課税の繰り延べ措置が認められることとなります。

3. 国有財産の利用が促進されます。

国は必要によっては普通財産の譲渡または貸付けをするともに、積極的に国有林野の

活用を図るよう努めることとなっています。

4. 生活環境施設の整備が促進されます。

国、道、市町村は、農業振興地域整備計画の達成のために農業振興地域の生活環境施設の整備に努めることとなります。

5. その他

農業振興地域整備計画を樹立するための経費について、国が補助するほか、必要な助言指導が重点的に行なわれます

### ◎鹿部農業振興地域整備協議会が発足

農業委員会、森林組合、畜産農業協同組合、労部地区農業改良普及所、議会正副議長、議会産業常任委員長などの農業に関する諸団体をもって促進協議会を設立しました。

### ◎鹿部農業振興地域整備計画の農用地利用計画の内容

本村の農用地利用計画は、現況農用地（畑56ha、採草放牧地29.3ha）の内、畑56haの市街地内にある畑は将来（おおよそ10

年後）市街化区域内になる可能性があるところから、将来の農用地としては56haの畑は除外しております。採草放牧地のみを農用地として計画しており、将来380haの採草放牧地としております。

さらに、現在、市街化区域内で養豚を営んでいる農家がありますが、近年公害等の問題が深刻化していることから、将来は集団化した養豚団地をつくることを計画の中におりこんでおります。

◎縦覧期間 昭和48年1月30日～昭和48年2月28日迄の30日間

### ◎異議申出期間

この計画に対し異議ある人は文書をもって異議の申出ができます。その期間は

昭和48年3月1日～3月15日迄の15日間

異議申出のできる人は

- ①農用区域内の土地所有者
- ②その土地に関し権利者である者

その他農用地利用計画についてのおたずねがあれば、役場企画課に連絡下さい。



## 村議会議員・村長選挙終る

### 新村長に川村秀次氏当選

任期満了に伴う鹿部村議会議員及び鹿部村長選挙は2月9日投票され、次のような結果となりました。

▷選挙当日の有権者数	▷投票率	94.53%
2,906票 (男 1,420票 女 1,486票)	▷投票総数	2,742票
▷投票者数 2,747票 (男1,324票 女1,423票)	1 村長選挙候補者得票数	川村 秀次 1,585票 棟方健太郎 1,125票
▷棄権者数 159票 (男 96票 女 63票)	2 村議会議員当選者得票数 (定員 16名)	

(ふりがな) 候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現 元別	得票数
毛 利 武 藏	男	51	漁業	無所属	新	218
船 橋 竹治郎	〃	54	水産加工業	〃	現	210
渡 部 良 次	〃	49	会社役員	〃	新	195
西 谷 正 昭	〃	41	会社員	〃	現	178
平 沢 浩	〃	39	水産加工	〃	新	158
佐 藤 友 一	〃	41	漁業	〃	現	154
山 口 繁 秋	〃	53	〃	〃	新	144
葛 西 定 晴	〃	68	商業	〃	現	135
高 橋 鏡 雄	〃	59	畜産業	〃	〃	134・635
川 村 三 郎	〃	50	商業	〃	〃	128・829
吉 武 夫	〃	50	会社役員	〃	〃	126
根 本 五 郎 男	〃	61	薬店経営	〃	〃	120
高 田 春 吉	〃	55	水産物加工業	〃	新	111
坂 井 勇 之 進	〃	68	漁業	〃	現	105
松 川 義 雄	〃	61	〃	〃	〃	105
川 村 宗 十 郎	〃	73	無職	〃	〃	92・171
次 小 山 忠 一	〃	57	商業	〃	〃	89

国民健康保険証（又は社会保険証）と老人医療費受給者証が必要です。

48年1月1日より老人福祉法の一部改正がなされ、老人医療費の支給事業を実施しております。これにより、昨年12月末まで使用しておりました受給者証（フジ色）を回収し、新しい受給者証（サモンピンク）と（薄みどり色）の2

種類を発行します。この2種類の色わけは所得制限のある人、ない人の区別がわかるようになっているもので、これらのいずれかが交付されます。今後、70才以上の老人が病院に行くときは、この老人医療費受給

者証と国民健康保険、又は社会保険証のいずれか二枚をもって病院に行ってください。3月以降70才になる老人は、その月のはじめに役場民生課へ印鑑を持参の上、交付手続きをして下さい。

## 70才以上の 老人の方は

## 土地や建物を 売ったときの税金

土地や建物を売った場合、税金はどれほどかかるか、又長期間持っていた土地を売った場合と最近買った土地を都合で売った場合とでは税金が大きくちがうといわれるが、それぞれどう計算するのか。などの疑問を持っている方がいる

と思います。そこで下図の様に例をあげて計算してみましょう。

特別控除額は、ふつう 100万円

ですが、譲渡の内容によっては自分が住んでいる建物やその敷地を譲渡した場合の1,000万円控除、その他各種の特別控除がありますので詳しくは税務署におたずね下さい。

### (1) 長期間持っていた土地を600万円で売った場合(支払った仲介料18万円)

譲渡価格 取得費 譲渡費用 長期譲渡所得  
 $600万円 - (30万円(600万円 \times 5\%) + 18万円) = 552万円$   
 特別控除 課税長期譲渡所得  
 $552万円 - 100万円 = 452万円$   
 税率 税金  
 $452万円 \times 15\% = 678千円$

### (2) 最近400万円で買った土地を都合により600万円で売った場合(支払った仲介料18万円)

譲渡価格 取得費 譲渡費用 課税短期譲渡所得  
 $600万円 - (400万円 + 18万円) = 182万円$   
 税率 税金  
 $182万円 \times 40\% = 728千円$

㊟ 100万円の特別控除はありません。又総所得金額の多い人は税金が40%以上になる場合があります。





## ● 国民健康保険被保険者証の再交付手続き

最近保険証の再交付が多くなっております。その理由は

- ①道路で落した
- ②子供がやぶいた
- ③しまい忘れた

などさまざままで通院する時にあわてて役場に来る人が多くいます。

屋外で落した場合は、警察に届けて下さい。その後で役場民生課の窓口へ印鑑持参の上おいで下さい。

尚再交付理由は詳しく説明して下さい。

\* \* \*

## ● 畜犬取締り、野犬掃とう実施中

47年10月1日より48年3月31日まで野犬掃とうの期間となっております。

期間中においてけい留されていない犬はすべて野犬とみなしますので捕獲・毒殺された場合でも、

いっさい損害補償はいたしません。現在役場では毒エサにより野犬掃とうを行っていますので期間中は必ずクサリ(2メートル以内)につないで下さい。

\* \* \*

## 「NHK歳末たすけあい」運動

### 今年もまた暖かい義援金よせられる

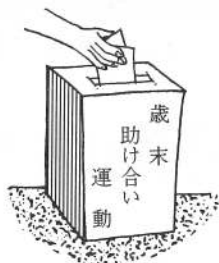
恵まれない方々にも、明るいお正月を迎えていただくとうと第22回「NHK歳末たすけあい」運動は、12月1日から25日まで全国いっせいにくりひろげられました。

今年よれられた暖かい義援金は前年より、約6千万円多い6億7千189万円余。函館局管内では、約50万円多い364万5千円余でした。

これらの義援金は、生活に困っている方、特に今年は身体障害者(児)のみなさんに重点的に配分されました。

ご協力ありがとうございました。

NHK 函館放送局



## ◎ 船火事の防止

尊い人命と、貴重な財産を一瞬のうちに失う恐ろしい海難事故が依然としてあとを絶たない状況にあることは、まことに残念なことです。

とくに冬季間は狭い船内に暖房用器などを設備し、火を扱う機会が多くなり、船火事が多発する傾向がみられます。

本村においても過日船火事が発生し、1名が死亡する事故がありました。

漁船の火災事故は昭和41年以降増加を続けており、昨年1年間で40数件の多きを数え、漁船海難事故(昭和47年11月末現在の発生件数 317件)の13%となり、逐次高まっています。

船火事は、消火が遅れると火回りが早いので、避難、脱出が遅れて負傷者や死者を出すといった大事をまき起すことが多いので火事を絶対に出さぬよう日頃の注意が必要です。

万一に備えて、常に次の事項に注意し、火災事故の防止に努めましょう。

- 消火用具の備え付け  
機関室やストーブなどおいている船室などの火気のあるところには必ず消火用具を備え、よく目につきやすい場所に置くようにすること。

## 船火事防止と船位通報の励行を

- 乗組員全員の火気取扱い注意と、消火用具、避難口などの点検、整備  
火災防止には乗組員全員の注意と努力が必要です。機関室内の整理、ストーブ、タバコの火の始末などはお互いに注意しあうこと。
- 消火、避難の訓練  
常日ごろから火災発生にそなえ、あわてずに適切な処置ができるよう消火器の取り扱い、部屋ごとの消火、避難、

## 冬の手難防止

船外脱出などの訓練を乗組員全員に計画的にくり返し行う。

## ◎ 船位通報の励行

出漁中の漁船は、常に自己の

位置を沿岸の漁業無線局、あるいは指探船に通報しておくことが大切です。この通報によって船主や、漁業協同組合は所有船、付属船の動静が適確に把握でき、万一海難のおそれがある場合に迅速に救助態勢をととのえることができます。



## 所得税 事業税 住民税 } の申告は 3月15日まで

○申告についてのご相談は、税務署、支所(道税事務所) 市町村役場へどうぞ



# かぜは万病のもと

「お宅はいかがですか……」  
 るいカゼがはっているので戸外  
 ではマスクをはずせないという奥  
 さんのあいさつでした。

寒さがきびしいと鼻の額やホオ  
 が赤くなってみっともないからと  
 という理由もあるようでした。

理くつをいえば、寒いからカゼ  
 をひく…というのは少しおかしい  
 ことです。それなら、冬になると  
 みんなカゼをひくことになります。  
 夏だって、うっかりすればカゼを  
 ひきます。

幼稚園のお子さんでしたら、少  
 しおかしいなと思えば休ませてし  
 まうのに、小学校になるとお勉強  
 のほうが気になり、額をちょっと  
 さわってみて「大丈夫よ、このく  
 らい……」と追い出してしまいま  
 す。冬のカゼはインフルエンザウ  
 イルス、ライノウイルス、RSウ  
 イルスなどが、しめきった教室や  
 乗物の中で飛沫感染して、鼻やの  
 どの粘膜をやられるのです。

カゼは万病のもと、ということ  
 わざがあります。くしゃみ、せき、

鼻汁、頭痛、発熱……こんなやつ  
 かいな病気はありません。

かかったなと思ったら、じっと  
 辛抱して2～3日休養すれば薬な  
 ど飲まなくてもなおってしまう人  
 もいますが、長びくようでしたら  
 直ぐお医者さんへ行って診てもら  
 いましょう。でないと、カゼにか  
 かったために抵抗力が弱まり、そ  
 のスキに別の病気にかかることが  
 多いからです。

カゼが万病のもとというのは余  
 病の併発ということで、併発しや  
 すい順にいきますと、まず、鼻を  
 強くさんだりしてなる中耳炎、急  
 性蓄のう症、急性扁桃炎、気管支  
 炎、肺炎といったところでしょう  
 か、なんとしてもカゼはコジらせ  
 ないようになおすことが大切です。

## 編集後記

昭和40年10月初号を発行し、  
 早いもので満7年を経過しまし  
 した。

当初は2ヶ月に一度の発行で、  
 村政と茶の間を結ぶ広報として  
 はいささかその要件に欠けてい  
 るということで、毎月発行にあ  
 らため、さらに活版印刷からオ  
 フセット印刷に変えました。

私共渡島管内各町村の広報担  
 当者は、それぞれ「ぞん新な編

集」をこころみて来たわけですが  
 技術の未熟さで毎月粗末なもの  
 をお届けして参りましたことを紙面  
 を借りてお詫び申し上げます。

さて、今月号の広報はこれまで  
 のタテ組から思いきってヨコ組に  
 切りかえてみました。ヨコ組の広  
 報は渡島管内でも類がありません。

小見出しは「ミドリ色」をもち  
 いたなど、かなり内容が変わり、皆  
 さまの目に親しまないのではない  
 かと心配しております。

しかし、編集そのものに定義づ  
 けのようなものはないはずで、い

わゆる個性ある姿の紙面、誰が  
 見ても「鹿部の広報」というこ  
 とでありたいと思います。専門  
 職の方々にはそれなりの批評も  
 ございますが、新しいころみ  
 をなんとか成功させたいと存じ  
 今後このようにヨコ組広報紙を  
 お届けいたしますので、内容等  
 において皆さまのご意見をお聞  
 かせいただければ幸いです。

(企画広報係)

## 選挙ポスターは

### すみやかにはがそう

去る9日の選挙のため使用した  
 選挙運動用五号ポスターがまだ、  
 いたるところに貼られております。  
 これら選挙ポスターは、すみやか  
 にはがして下さい。

## インドシナ難民に

### 救援金を

すでにテレビ、新聞などでご承  
 知のとおり、ベトナム平和の実現  
 がなり、日本赤十字社、国際赤  
 十字社の救援活動開始されましたが、  
 南ベトナム・北ベトナム・クメール  
 及びラオス四ヶ国の難民、その  
 他戦争犠牲者を救援することにな  
 りましたので皆さんのあたたかい  
 救援金をお願いいたします。

救援金は日赤鹿部分区（役場民  
 生課内）にご持参下さい。



## 村の人口

人口総数		世帯数
総数 4,902	男 2,438 女 2,464	1,088
対前比	8人増	5戸増